

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月4日(金)午後3時から午後3時57分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	林博之	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	22番	平山敏之	委員
23番	宇野恵三郎	委員	24番	金城ハル子	委員
25番	土屋功	委員	26番	関口孝男	委員
27番	寺本利幸	委員	28番	江波戸和男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

17番 小林須美子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

19番 太田孝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 4名

(農林水産課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 　　ただ今から令和5年8月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長 　　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議 長 　　本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

　　お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

　　(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議なしと認めます。

　　よって議事録署名委員は、5番塚本一治委員、6番加瀬安男委員を指名いたします。

　　以上で日程第1を終わります。

議 長 　　続きまして、日程第2の議案第1号「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る8月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3番 　　農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る8月2日、午後2時40分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年7月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と

思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。
なお、本案には議長が関係する事案が含まれておりますので、議事進行を会長職務代理と交代いたします。暫時、休憩します。

議長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第1号「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本案には、高品文敬会長と寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号3番と4番について、審議・採決いたします。高品文敬会長と寺本利幸委員は退席をお願いします。

(高品文敬会長、寺本利幸委員 退席)

議長代理 高品文敬会長と寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号3番と4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号3番と4番について、別冊議案書を御覧ください。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定転関係の番号3番と4番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長代理 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第1号「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号3番と4番について、質疑を打ち切ることに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号3番と4番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号3番と4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

これをもちまして、議長代理の職務は終了いたしました。

皆様の御協力に感謝を申し上げ、ここで議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

(高品文敬会長、寺本利幸委員着席)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。利用権設定関係の番号3番と4番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号3番と4番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ること

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請

について」、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から番号5番を議案書を基に朗読】

番号1番について、駐車場用地として田214㎡を譲り受け、原野2,128㎡と一体として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、資材置場用地として田253㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として田345㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、駐車場用地として畑389㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号5番について、駐車場用地及び宅地拡張用地として畑3筆の合計363㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は旭市に本社があり、中部・関東・東北地区を営業エリアとして建築用鋼材の加工・販売を行っております。今回事業拡大のため既存の加工工場を買い取り工場の整備を計画しております。既存の駐車場ではトラックの駐車や車両展開のスペースが確保出来ないため、申請地を新たに駐車場として整備する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響は相当と思われます。

番号2番について、譲受人はタイヤの販売や自動車部品の販売を主な事業としております。月に400本程度のタイヤの修理・交換を行っており、現

在の店舗では手狭なため、タイヤを置く資材置場として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

1 番 番号3番について、譲受人は現在市内のアパートに親子4人で生活しております。申請地は実家の隣接地で、子供たちの保育園や小学校へも近く、実家の後継者となるので、申請地を使用貸借し専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

9 番 番号4番について、譲受人は自動車会社に勤務しており経営者が父親です。申請地は自宅及び自動車の販売展示場とも隣接しており、また整備工場も近くにあり立地条件が最適であることから申請地を駐車場として計画するものです。またその後に、自動車会社経営者である父親に使用貸借する予定です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。なお、申請地については、隣接する住宅の整備に伴い農地の一部に砂を堆積していたので、今後このようなことのないようにする旨の始末書が提出されております。

6 番 番号5番について、譲受人は古物商や遺品整理を主とする会社で代表取締役をしており、古物商をメインに営業するにあたり、申請地を駐車場として整備し会社に貸すために計画するものです。また、住宅の敷地の一部が農地の地目のままであるので、宅地の一部拡張も計画するものです。なお、申請地については、旧地主から住宅と倉庫ごと譲り受けており、倉庫は転用の許可を得ずに建築してしまっているので、今後このようにならないようにする旨の始末書が提出されております。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和5年8月4日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。